

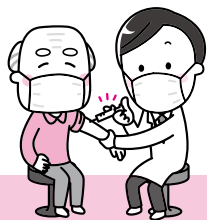


新型コロナワクチン接種のお知らせ

問 健康づくり増進課
☎ 029-898-2312

65歳以上の高齢者へのお知らせ

5月26日から開始した65歳以上の高齢者へのワクチン接種について、接種前の注意点や必要な持ち物などをお知らせします。



① 2回目の接種を忘れずに予約してください

今回接種するワクチンは、2回の接種により95%の有効性で、発熱や咳などの症状（発症）を防ぐ効果が認められています。18日以上の間隔を空けて2回目の接種を受ける必要がありますので、まだ予約が済んでいない方は、忘れずに行ってください。1回目接種から20日を超える場合は、速やかに予約し、接種を受けてください。

予約日の確認方法

予約日を確認の上、予約時間までに必ずお越しください。

電話予約の場合

予約完了後に市から郵送される「予約確認書」をご確認ください。

WEB予約の場合

予約完了後に届くメールまたはWEB予約サイトの「マイページ」よりご確認ください。



接種時の持ち物や服装

- ◆ 接種券、予診票、本人確認書類（健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ◆ ワクチンを上腕の三角筋に注射するため、肩を出しやすい服装でお越しください。



集団接種会場までの交通手段がない方

接種予約日の5日前までに、下記のタクシー会社へご予約ください。※運賃無料・乗り合い運行

- ◆ 千代田地区の方：神立ハイヤー（有）☎ 029-831-0900
- ◆ 霞ヶ浦地区の方：（有）美並タクシー ☎ 029-897-1920

◎かすみがうらウエルネスプラザ行きは、水曜日・木曜日の運行 ◎千代田公民館行きは、月曜日の運行



基礎疾患を有する方へのお知らせ

新型コロナワクチンの供給量を踏まえ、接種券を段階的に送付する予定ですが、優先接種順位に基づき60歳から64歳の接種券発送と同時期に、「60歳未満の基礎疾患を有する方」も優先して接種券を送付します。

接種券の送付を希望する方は事前申請が必要です

- ◆ 受付期間：令和3年6月30日迄まで（7月上旬発送予定分の締め切り日です）
※6月30日以降も随時受け付けは行います。
- ◆ 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、健康づくり増進課または郵送、メールにて申請してください。
申請書は、かすみがうらウエルネスプラザ・千代田窓口センター・霞ヶ浦窓口センター・中央出張所で配布またはホームページからダウンロードできます。
- ▶ 郵送：倉倉 5462 健康づくり増進課予防担当宛て ▶ メール：kenkouka@city.kasumigaura.lg.jp



- ◆ 対象者：60歳未満の基礎疾患を有する方（以下の病気や状態の方で、通院・入院している方）
 - 慢性の呼吸器の病気 ● 慢性の心臓病（高血圧を含む） ● 慢性の腎臓病 ● 慢性の肝臓病（肝硬変など）
 - インスリンや薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病 ● 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く） ● 免疫機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む） ● ステロイドなど免疫機能を低下させる治療を受けている ● 免疫異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ● 神経疾患や筋疾患が原因で身体機能が衰えた状態（呼吸障害など） ● 染色体異常 ● 重症心身障がい（重度の肢体不自由と重度の知的障がい）が重複した状態 ● 睡眠時無呼吸症候群 ● 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している・手帳を所持・自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する）や知的障害（手帳を所持） ● BMI30以上の肥満の方

市民の皆さんへ財政事情を公表します

市では、年2回予算の執行状況を公表しています。今回は、令和3年3月末現在の市財政事情をお知らせします。

令和2年度予算の執行状況 （繰越明許分2億2,653万円を含む）

一般会計予算 ▶ 253億2,988万9千円
一般会計とは、皆さんの暮らしに身近な仕事を行うための市の基本的な会計です。

特別会計予算 ▶ 87億5,439万5千円
特別会計とは、特定の事業を行う場合や特定の収入を特定の会計の支出に充てるために、一般会計とは区分して経理している会計です。

【歳入】

名称	収入済額	収入割合
一般会計	211億6,384万3千円	83.6%
特別会計		
国民健康保険	37億9,488万5千円	90.4%
後期高齢者医療	5億9,216万6千円	66.9%
介護保険	33億6,372万7千円	91.7%

【歳出】

名称	支出済額	支出割合
一般会計	219億8,424万4千円	86.8%
特別会計		
国民健康保険	37億288万1千円	88.2%
後期高齢者医療	8億2,338万7千円	93.0%
介護保険	31億7,818万9千円	86.6%

一時借入金の状況

一時借入金現在高 ▶ 0円
一時借入金とは、一会計年度内に歳計現金が不足した場合、その不足を補うために借り入れる借入金です。

※割合は小数点第2位を四捨五入
問 政策経営課（千代田庁舎）

市税の納入状況

収入済額 ▶ 54億4,281万3千円

区分	収入済額	徴収率
市民税	23億3,094万7千円	90.6%
固定資産税	27億210万7千円	95.8%
その他市税	4億975万8千円	96.2%

地方債現在高の状況

地方債現在高 ▶ 291億7,261万1千円

地方債とは、特定の歳出に充てるために地方自治体が年度を越えて元利を償還する借入金です。

区分	借入残高
一般会計債	181億978万1千円
下水道事業会計債	74億2,959万9千円
水道事業会計債	36億3,323万1千円

基金現在高の状況

基金残高 ▶ 71億8,271万7千円

基金とは、特定の目的のために積み立てた資金または定額の資金を運用するために設けられる資金および財産のことです。

区分	基金残高
財政調整基金	15億3,155万2千円
減債基金	25億8,985万5千円
その他基金	30億6,131万円

定住者向け補助金 （住まいるマイホーム応援補助金） あります！

市内の賃貸住宅にお住まいの方や、親と同居されている市民などを対象に、マイホームの新築や建て替えをする際の費用の一部（最大60万円）を補助します。
問 都市整備課（霞ヶ浦庁舎）

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 工事請負契約の締結日から継続してかすみがうら市に住所を有している方 ◆ 年齢が20歳以上55歳未満の方 ◆ 建築基準法の検査済証に記載された建築主と同一の方 ◆ 市内に住宅を複数所有していない方 ◆ 世帯全員に市税の滞納がないこと など 	
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自身が居住する一戸建ての住宅の新築または改築（床面積70平方メートル以上） ◆ 工事請負契約の締結日が令和3年4月1日以降であること（変更契約を除く） ◆ 新築（改築）の住宅の登記日から1年以内であること 	
補助額	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 補助基本上限額…20万円 ◆ 長期優良住宅……補助基本上限額+20万円 ◆ 居住誘導区域……補助基本上限額+20万円 	<p>最大 60万円</p> <p>定住者向けはこちら</p>

※ 補助の詳細や手続きなどは、ホームページをご覧ください。都市整備課までお問い合わせください。

移住者向け補助金もあります

テレワークや分散勤務などにより地方移住ニーズが高まっていることから、市外からの移住を促進し、人口減少に歯止めをかけることを推進するため、個人が居住を目的として、市外から移住し、住宅の建築または購入を行う場合、住宅取得費用の一部を助成します。
※ 詳細は、ホームページをご覧ください。市民協働課までお問い合わせください。

移住者向けはこちら